

入札説明書

篠路破碎工場付帯施設不用物品処理業務

P. 1 ~ P. 6 本 文

P. 7 ~ P. 16 各種様式及び記載例

P. 17 ~ P. 27 契約書（案）

札幌市環境局環境事業部総務課

（令和3年12月24日）

- (イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」に該当する者であること。
- (3) 産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証を有する者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札説明書等に対する質問と回答

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合には、次に従い、書面（様式7：入札説明書10ページのとおり）により、提出すること。

ア 提出期間

告示日から令和4年1月5日（水）17時15分まで。

イ 提出場所

上記2の契約担当部

ウ 提出方法

書面は持参か、送付又はファックスにより提出すること。

ただし、持参する場合は、上記アの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで。

(2) 回答について

原則として令和4年1月11日（火）17時までに、本市環境局インターネットホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

6 入札参加について

(1) 入札参加条件については、上記 4 により定めているが、参加を希望する場合は、4(3)に掲げる競争参加資格を有することを証明する書類（許可証の写し）を下記のとおり提出すること。なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 提出期限

令和 4 年 1 月 12 日（水）15 時 00 分

証明書類に入札参加資格送付書（様式 8：入札説明書 11 ページのとおり）を添付し、上記 2 の契約担当部へ持参又は送付すること。（持参の場合も送付書は必須。送付の場合は必着のこと。）

なお、送付書及び証明書類は書面（送付書においては押印した本書）で提出すること。

7 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先上記 2 に同じ。

(2) 現地説明会

篠路破碎工場付帯施設

（札幌市北区篠路町福移 153 番地）

ア 希望者に対しては、令和 4 年 1 月 11 日（火）に現地にて説明を行う。説明会への参加を希望する者は令和 4 年 1 月 5 日（水）16 時 00 分までに上記契約担当部に電話、ファクシミリ又は電子メールで申し込むこと（様式は問わない）。

イ ヘルメット・防じんマスク・作業服は、各自で用意すること。

ウ 現地説明会の事前の参加希望がない場合は、現地説明会は中止する。

(3) 入札書の受領期限

令和 4 年 1 月 14 日（金）10 時 00 分

上記 2 の契約担当部へ持参又は送付すること（送付の場合は必着のこと）。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書は共通一第 7 号様式（入札説明書 7 ページのとおり）にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 4 年 1 月 14 日 13 時 15 分開札〔篠路破碎工場付帯施設不用物品処理業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

- 入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札關係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（様式2：入札説明書8ページのとおり）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- カ 入札結果については、原則として令和4年1月21日（金）17時までに、本市環境局インターネットホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。
- (3) 落札者の決定方法
- ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員がくじを引くものとする。
- (4) 落札の取消し
- 落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。
- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (5) 免税事業者であることの申出
- 落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に關し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書（共通－第14号様式：9ページのとおり）を提出することとする。

(6) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (7) 契約書（案） 入札説明書17ページのとおり
- (8) 書類の記載にあたっては、加熱等により記載した文字を消すことのできるボールペン（いわゆる「消せるボールペン」）及びインク浸透印（いわゆる「シャチハタ」印）を使用しないこと。これらを使用した書類による入札は無効とする。
- (9) 入札書の数量について
入札書の様式に記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

共通－第7号様式 入札書

入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	篠路破碎工場付帯施設不用物品処理業務

(内訳)

品 目	単 価	数 量	小 計
混合廃棄物	円／k g	14,000 k g	円
廃プラスチック類	円／k g	1,500 k g	円
ガラスくず	円／k g	100 k g	円
総計 ※入札金額に一致			円

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
入 札 者 商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

入札代理人 氏 名 印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委任状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

委任者	住 所	印
	会社名	
	氏 名	

業務名 篠路破碎工場付帯施設不用物品処理業務

私は、上記の入札・見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 氏 名 印

- 備考 1 見積の場合は、“入札”とあるのを“見積”と書き換えること。
2 代理人(受任者)の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。
3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年　月　日

(あて先)

札幌市長

住　　所
申出人 商号又は名称
職・氏名

印

私は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

- 備考 1 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。
- 2 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従うこと。

質問書

(あて先) 札幌市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者

電話番号

調達件名 篠路破碎工場付帯施設不用物品処理業務

番号	質問事項
(例)	仕様書3ページ(4)履行場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。

※この様式によりがたい場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

入札参加資格送付書

年　月　日

(あて先) 札幌市長

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

電話番号

先に告示のあった下記の調達にかかる一般競争入札への参加を希望しますので、別添のとおり入札参加資格書類を送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

調達件名　篠路破碎工場付帯施設不用物品処理業務

(1) 提出書類 (該当するものにチェックを記入してください。)

- 過去の業務実績についての証明 (契約書、業務完了届等の写し)
- 業務に必要な資格に関する証明 (該当資格免許証、許可証等の写し)
- その他 ※具体的な書類名を記入

(2) 提出枚数

枚 (本書を含まない。)

(記載方法)

様式2

委任状

委任を受けた日付を記載してください。

※ 入札1回目から委任を受けた場合は、入札1回目に記載した日付以前の日付

※ 開札日に委任を受けて立会する場合は開札日の日付

年 月 日

(あて先)

札幌市長

会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。

住 所

委任者

氏 名

印

業務名を記載してください。

業務名

私は、上記の入札・見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 氏 名

印

代理人の名前を記載し捺印してください。
※シャチハタ印不可。朱肉印を使用してください。

備考 1 見積の場合は、“入札”とあるのを“見積”と書き換えること。

2 代理人(受任者)の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

(記載方法)

共通－第 14 号様式

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

落札者の決定日（通常は開札日）の
日付を記載してください。

年　月　日

(あて先)

札幌市長

住　　所

申出人　商号又は名称
職・氏名

印

会社の住所、会社名、代表社名を記載して捺印
してください。

私は、消費税法（昭和 63 年法律第 10
25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに
申し出ます。

備考 1　入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方
消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

2　札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押
印不要）を可とする。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従うこと。

(記載方法)

様式 7

質問書

(あて先) 札幌市長

会社の住所、会社名、代表社名、担当者名、電話番号を記載し、質問事項を記載のうえ、契約担当部局にファックスしてください。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

担当者
電話番号

質問のある業務の名称を記載してください。

調達件名

番号	質問事項
(例)	仕様書3ページ(4)履行場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。

※この様式によりがたい場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

(記載方法)

様式 8

入札参加資格送付書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

会社の住所、会社名、代表者名、担当者名、電話番号を記入し、代表者印を押印してください。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

担当者
電話番号

印

先に告示のあった下記の調達にかかる一般競争入札への参加を希望しますので、別添のとおり入札参加資格書類を送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

調達件名

対象業務の名称を記載してください。

(1) 提出書類 (該当するものにチェックを記入してください。)

- 過去の業務実績についての証明 (契約書、業務完了届等の写し)
- 業務に必要な資格に関する証明 (該当資格免許証、許可証等の写し)

その他

※具体的な書類名を記入

提出書類の枚数を記載してください。

(2) 提出枚数

枚 (本書を含まない。)

(案)

産業廃棄物処理委託契約書

役務の名称 篠路破碎工場付帯施設不用物品処理業務

上記の業務について、排出事業者 札幌市（以下「委託者」という。）と、
 処理業者 （以下「受託者」という。）は、
 次の条項によって記載された産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して、次のとおり委託契約を締結する。

- 1 契約金額 【混合廃棄物】処理量1kg当たり 金 円
 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 【廃プラスチック類】処理量1kg当たり 金 円
 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 【ガラスくず】処理量1kg当たり 金 円
 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 委託期間 契 約 日 から
 令和4年3月31日まで
- 3 契約保証金 受託者は、契約の締結と同時に、契約金額に予定処理量を乗じた金額の10/100に相当する契約保証金（金円）を納めなければならない。ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年 月 日

委託者 札幌市中央区北1条西2丁目
 札幌市
 代表者 市長 秋元 克広

受託者 住 所
 氏 名

満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。) とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第 1 項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責に帰すべき事由により、前条第 2 項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第 20 条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額に汚泥の処理予定量を乗じた金額の 10 分の 2 に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされた場合にあっては、第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前 2 号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
 - 3 前 2 項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第 21 条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。

- (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するとき、法令等の規定に違反するとき、又は委託者と受託者の合意があったときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 役務が履行不能であるとき。
- (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対し

て当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 第1項又は前項の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき委託者から引渡しを受けた廃棄物の処理を受託者が完了していないときは、当該廃棄物を委託者受託者双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

4 受託者は、委託者が第9条第1項の規定により提供した情報により、廃棄物の収集運搬又は処分を適正に行なうことが出来ないと判断した場合は、委託者に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、委託者は受託者に当該廃棄物を引き渡してはならない。

5 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

6 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第21条の3 受託者は、第21条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代え

てその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第 21 条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第 22 条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、第 17 条第 2 項の検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（機密保持）

第 23 条 委託者及び受託者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（裁判管轄）

第 24 条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第 25 条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 委託者及び受託者は、この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、委託者と受託者とが誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

別表1（第6条、第8条関係）

排出事業場番号	排出事業場名称			排出事業場所在地及び連絡先			排出する廃棄物の種類
1	札幌市篠路破碎工場付帯施設			札幌市北区篠路町福移153番地			混合廃棄物、廃プラスチック類、ガラスくず
排出事業場番号	廃棄物の種類（廃棄物データシート番号）	契約単価（円）	予定数量	受託者の事業範囲			最終処分右欄の番号
		収集運搬処分		処分方法	処理能力又は埋立容量	施設の所在地	
1	混合廃棄物		14,000kg				① 安定型埋立（許可品目：所在地（住所、施設名等）方法（許可番号：）処理能力（許可期限：））
1	廃プラスチック類		1,500kg				② 管理型埋立（許可品目：所在地（住所、施設名等）方法（許可番号：第 号）処理能力：m³/日（許可期限：令和 年 月 日））
1	ガラスくず		100kg				③（安定・管理・遮断・再生・他）所在地（住所、施設名等）方法（許可番号第 号）処理能力 m³/日（許可期限：令和 年 月 日）
		/ (kg・l・m³・t)	(kg・l・m³・t)				④（安定・管理・遮断・再生・他）所在地（住所、施設名等）方法（許可番号：）処理能力（許可期限：）
		/ (kg・l・m³・t)	(kg・l・m³・t)				
		/ (kg・l・m³・t)	(kg・l・m³・t)				
		/ (kg・l・m³・t)	(kg・l・m³・t)				
契約期間中の合計予定金額							
備考 合計予定金額には、消費税相当額を含まない。							

別表2（第6条関係）

廃棄物の種類			
提示する時期又は回数			

別表3（第6条関係）

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書〈廃棄物データシート〉の伝達方法				
委託者	担当者所属氏名	札幌市白石清掃工場 ○○ ○○		
	文書の伝達方法及び伝達先（該当欄にチェック）	<input checked="" type="checkbox"/> FAX (011-876-1730)		
		<input type="checkbox"/> e-mail (@)		
		<input type="checkbox"/> 郵送 (〒 - - -)		
	緊急時の連絡先	011-876-1710 (直通)		
	営業時間	8:30	～	17:00
休業日	土・日・祝日			
受託者	担当者所属氏名			
	文書の伝達方法及び伝達先（該当欄にチェック）	<input type="checkbox"/> FAX ()		
		<input type="checkbox"/> e-mail (@)		
		<input type="checkbox"/> 郵送 (〒 - - -)		
	緊急時の連絡先			
	営業時間	～		
休業日				